

(HP掲載用)

公認審判員資格取得者の更新について（お知らせ）

2020年6月 審判委員会

該当の方は、申請書と費用を期限までに審判委員会へ提出して、手続きください。

（提出期限11月末日、期日厳守のこと）

- ◆所属連盟ごとに登録の方（レディース、学連、高体連、実業団、小学生）→登録が完了した時期に担当者に案内文書を送付します。
- ◆上記の連盟以外の個人で登録の方→個人宛に案内文書を送付します（6月中を予定）

それぞれ、文書をお読みいただき手続きは7月からになります。登録時から住所変更された方、他県で取得された方は審判委員会担当まで連絡ください。

○該当者—2018(平成30)年度に2級、3級、または2016(平成28年度)に1級の資格を取得された方（新規取得者及び更新登録者）。公認審判員資格証明手帳または協会登録の際にご自身の資格と有効期限（～2021.3.31）を確認ください。

*資格登録継続のための更新手続期間が改定され、「審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間」となりました。

○更新費用—各級の登録料に消費税10%、事務手数料(1,000円)を含め、以下のようになります。

1級（5年間）…15,000+1,500+1,000=17,500円

2級（3年間）…7,500+750+1,000=9,250円

3級（3年間）…5,000+500+1,000=6,500円

○留意事項—必ず今年度協会登録（千葉県で2020年度登録）を済ませ、更新申請をしてください。千葉県で資格取得または前回の更新をされても、今年度は他の都府県で会員登録されている方は、登録した都県協会での手続きをしてください。

○問い合わせ先—千葉県バドミントン協会 審判委員会

審判事務担当・丸山秀之

携帯：070-408-6945

メールアドレス：h_mrym2932@yahoo.co.jp